

税金は、市の公共サービスに欠かせない貴重な財源です。市民の皆さんの多くは納期限までに納めていますが、さまざまな事情で納期限までに納付できない方もいます。

市は、納期限までの納付が難しい特別な事情がある方に対し、通常の開庁時のほかに、毎月最終の木曜日と日曜日に夜間・休日相談窓口を設けて相談を受けています。

納税で困ったときは、早めにご相談ください。
 問合せ先 税務課納税グループ



困ったなら、
 まず相談
 納税のこと

税金を納めないとうなるの？

督促状などの文書が届く

納期限までに完納されなかった場合、督促状などの文書が届きます。文書が届いたら必ず確認し、納付が難しい特別な事情がある場合はご相談ください。



財産調査が行われる

督促状の送付と同時に、財産調査を行います。勤務先や取引先、金融機関などに連絡したり、照会文書を送付したりします。



差押予告が届く

督促状が届いた後も納付や相談がない場合、差押予告が届きます。差押予告が届いてもなお納付や相談がない場合、強制的に財産を差し押さえます。



財産の差し押さえ

差し押さえの過程で勤務先や取引先、金融機関などに税金の滞納があることを知られたり、突然自宅などを搜索されたりすることがあります。

そのまま放置してしまおう...

だから、相談が大事

相談がないと、本人の事情を市が把握できません。特別な事情で納期限までの納付が難しくなった場合、相談の中で完納までの道筋を立てていきますが、相談がなければ対応することができず、法律に基づき差し押さえを行うことになります。

早めの相談が、解決への一番の近道です。



夜間窓口を増設します

12月は納税推進強化月間として、平日の夜間相談窓口を増設します。

納税推進強化月間の夜間相談窓口

日程	時間	区分	担当窓口	窓口番号
12月8日(火) 9日(水) 10日(木)	午後5時30分 ～8時	市税	税務課納税グループ	14番
		国民健康保険料	国保医療助成課	7番
		後期高齢者医療保険料	保険料収納グループ	
		介護保険料	高齢介護課 介護保険グループ	5番

相談の際にあると便利

- 給与明細、年金通知書など、収入が分かるもの
- 預金通帳



※毎月の夜間・休日相談窓口の日程は、折り込みの『いきいきナビ』をご覧ください。